

[検索の使い方](#)

検索



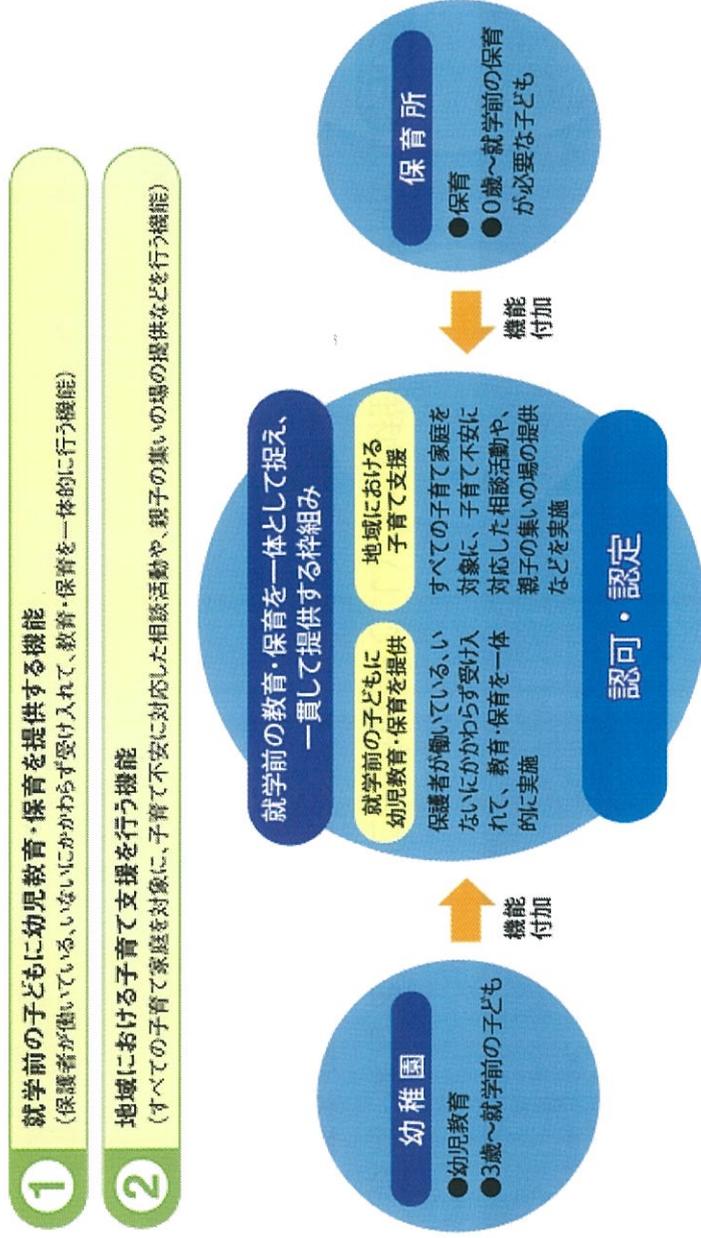
内閣府  
Cabinet Office

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [子ども・子育て本部](#) > [子ども・子育て支援新制度](#) > [認定こども園](#) > [認定こども園概要](#)

## 認定こども園概要

[HOME](#)[制度・取組](#)[大綱・法令](#)[会議](#)[調査・白書  
・公表資料](#)[イベント・  
普及啓発物](#)[子ども・子育て  
本部について](#)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来ます。



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

### ▶ 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

### ▶ 幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

## ▶ 保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

## ▶ 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

# 認定こども園の認定基準は？

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、また参酌して各都道府県等が条例で定め  
ます。

主な基準等は以下の通りです。

## ○ 職員資格・学級編制等

### 職員資格

## ▶ <幼保連携型>

・保育教諭を配置。保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有。ただし、施行から10年間  
は、一定の経過措置あり。

## ▶ <その他の認定こども園>

- ・ 満3歳以上:幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併有が望ましい。
- ・ 満3歳未満:保育士資格が必要

## 学級編制

- ・ 満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制

## ○教育・保育の内容

### ▶ <幼保連携型、その他の認定こども園>

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施（幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づくことが前提。）
- ・ 小学校における教育との円滑な接続
- ・ 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

## 認定こども園の利用手続きについて

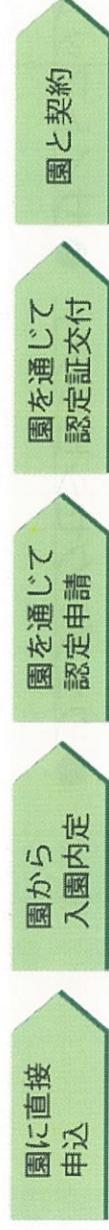
新制度では教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設けています。

## ▶ 認定区分

- 1号認定: 教育標準時間認定・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、幼稚園
- 2号認定: 保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、保育所
- 3号認定: 保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 ⇒ 認定こども園、保育所、地域型保育

## ▶ 利用手続きの流れ (イメージ)

(1号認定の場合)



(2号・3号認定の場合)



## 国の行政窓口は？

認定こども園に関する事務については、内閣府子ども・子育て本部で一元的に対応します。なお、学校教育法上に位置づけられている幼稚園については文部科学省、児童福祉法上に位置づけられている保育所について厚生労働省と各種法体系の連携を図っていきます。

## 都道府県や市町村の行政窓口は？

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、地方自治体の関係機関の連携協力が義務付けられています。

これに基づき、都道府県や市町村においては、次のような場面で一体的対応の推進を図るとともに、都道府県と市町村との連携の推進も必要です。

- 幼児期の教育・保育に関する保護者向け窓口
- 認定こども園の認定申請と、幼稚園・保育所の認定申請の受付窓口
- 補助金申請窓口

◆ **都道府県担当部署**（幼保連携型認定こども園のうち、指定都市、中核市管内に設置されるものについて  
は、指定都市、中核市）

[このページの先頭へ](#) <

[ウェブアクセシビリティ](#) > [サイトマップ](#)



内閣府

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話番号 03-5253-2111（大代表）

内閣府法人番号 2000012010019

© Cabinet Office, Government of Japan

# 保育所及び幼稚園と新幼保連携型認定こども園の比較

保育所		幼稚園		幼保連携型認定こども園	
根拠法	児童福祉法	学校教育法	学校教育法	認定こども園法	認定こども園法
管轄	厚生労働省	文部科学省	文部科学省	内閣府	内閣府
設置主体	国、地方公共団体 社会福祉法人、企業	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ●教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ●教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)
認可主体	都道府県知事、指定都市市長 中核市市長	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事(教育委員会が一定の関与)	都道府県知事(教育委員会が一定の関与)
基準	児童福祉施設最低基準	幼稚園設置基準	幼稚園設置基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
受諾年齢	産休明け～就学前	3歳以上児～就学前	3歳以上児～就学前	1号認定・・・3歳以上児～就学前 2号認定・・・3歳以上児～就学前 3号認定・・・0歳児～3歳未満	1号認定・・・3歳以上児～就学前 2号認定・・・3歳以上児～就学前 3号認定・・・0歳児～3歳未満
時間と位置づけ	8時間(11時間関係) 保育(養護と教育の一体化)	4時間 教育	4時間 教育	1号・・・4時間 教育 2号・・・8時間～11時間 保育+教育+保育 3号・・・8時間～11時間 保育	1号・・・4時間 教育 2号・・・8時間～11時間 保育+教育+保育 3号・・・8時間～11時間 保育
教育・保育内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領
保育者の資格	保育士資格	幼稚園教諭免許	幼稚園教諭免許	保育教諭(保育士資格+幼稚園教諭) * 配置職員・・・園長、保育教諭、学校医・歯科・薬剤師、調理員(必置)	保育教諭(保育士資格+幼稚園教諭) * 配置職員・・・園長、保育教諭、学校医・歯科・薬剤師、調理員(必置)
入所手続き	市町村から委託	直接契約	直接契約	応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可	応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可
財政措置	保育所運営費負担金(市町村)	私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村)	私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村)	市町村から施設型給付、私学助成(特別補助) ・1号分も給付される	市町村から施設型給付、私学助成(特別補助) ・1号分も給付される
利用者負担	市町村が設定(応能負担)	施設が自由に設定 「給付」+保育料	施設が自由に設定 「給付」+保育料	市町村が設定(応能負担) * 一定の要件の下、施設による上乗せ徴収可能 「施設給付」+保育料	市町村が設定(応能負担) * 一定の要件の下、施設による上乗せ徴収可能 「施設給付」+保育料
				●法律に定める学校(第6条) ①「公の性質」を有し、 ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う 学校・児童福祉施設、両方の性格	●法律に定める学校(第6条) ①「公の性質」を有し、 ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う 学校・児童福祉施設、両方の性格

### ③ 保育所全体の支援体制と役割分担

- ・ 担当が一人で抱え込まない
  - ・ 園内で役割分担や協力体制を具体的に決定
  - ・ 内外の客観的な助言を得てバックアップ体制を整える
- 
- ・ 対応窓口・・・主任や園長 客観的な事実の確認
  - ・ 援助の一步・・・子どもと家庭の事実の記録
  - ・ 状況を客観的に把握し、全体で事例検討